

謝金規程

特定非営利活動法人メタノイア

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人メタノイア（以下「本法人」という）の業務に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 本規程は、本法人が依頼した業務を行う者に対する謝金に適用する。

(謝金等の支払基準)

第3条 謝金は、原則として別表の標準単価を適用する。ただし、代表理事は必要に応じて当該謝金単価を増減額できるものとする。

- 2 受託事業については、理事会の決議により、謝金単価等を別に定めることができる。
- 3 謝金の支払対象とする時間は、移動時間を除いた実働時間とする。
- 4 謝金の支払単位は15分とし、15分未満は切り上げとする。
- 5 本法人が依頼した業務を執行するために要した費用を弁償し、また旅費の実費を支給することができる。

(謝金等の支払方法)

第4条 謝金等は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

- 2 謝金の支払いにあたっては、本法人は法令の定めるところにより所得税の源泉徴収を行う。たうえで、その残額を支払う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、代表理事の専決事項とする。

(附則)

この規程は2022年6月6日から施行する。(2022年6月6日理事会決議)

この規程は2024年1月31日から施行する。(2024年1月31日理事会改定決議)

この規程は2025年4月1日から施行する。(2025年3月24日理事会改定決議)

この規程は2026年4月1日から施行する。(2025年3月30日理事会改定決議)

<別表> 標準謝金単価表

| 項目 | 条件等 | 単価 |
|--------------|------------------------------|-----------------------|
| 日本語講師謝金 | 日本語教師有資格者〔注1〕 | 2,000円/時間 |
| 母語講師謝金 | 母語話者〔注2〕 | 2,000円/時間 |
| その他講師謝金 | 保育士有資格者 または 幼稚園教諭免許状を有する者 | 2,000円/時間 |
| | 一般 | 1,400円/時間 |
| コーディネート謝金 | 日本語教師有資格者 または 母語話者 | 2,000円/時間 |
| | 一般 | 1,600円/時間 |
| スーパーバイズ謝金 | 日本語教師有資格者 または 母語話者 | 2,000円/時間 |
| 通訳謝金〔注3〕 | 一般 | 4,000円/時間 |
| 翻訳謝金〔注3〕 | 一般 | 5,000円/枚 (A4サイズ1枚) |
| 会議出席謝金 | 日本語教師有資格者 または 母語話者 | 2,000円/時間 |
| | その他コーディネート業務を行う者 | 1,600円/時間 |
| | 一般 | 1,400円/時間 |
| 研修講師謝金〔注4〕 | 日本語教師有資格者 | 5,000円/時間 |
| | 一般 | 3,000円/時間 |
| 講演謝金〔注5〕〔注6〕 | 大学教授等 | 50,000円/回 |
| | その他の有識者 | 40,000円/回 |
| | 一般 | 30,000円/回 |

〔注1〕：日本語教師有資格者とは、「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者」（法務省「日本語教育機関の告示基準解釈指針」による）、「大学・大学院における日本語教員養成課程を修了した者」、「日本語教育能力検定試験に合格した者」または「登録日本語教員」（日本語教員試験応用試験合格のみの方を含む）のいずれかに該当する者とする。

〔注2〕：母語話者とは、本法人が依頼した業務を行う教室等において参加者が解する日本語以外の言語で当該業務を行う者をいう。原則として当該言語を母語とする者、またはそれに準ずる言語運用能力を有する者とする。ただし、コーディネート業務については、原則として日本語による業務遂行も可能である者とする。

〔注3〕：英語・中国語以外の言語による通訳または翻訳業務で、代表理事が必要と認めた場合は、相手方が提出した見積書に基づき謝金を支払うことができる。

〔注4〕：研修講師の内、専門家や有識者、著名人等に講師を依頼した場合には、講演謝金の単価を適用することができる。

〔注5〕：講演者が著名人または高度な専門的知見を有する者等で、代表理事が必要と認めた場合は、相手方が提出した見積書に基づき謝金を支払うことができる。

〔注6〕：外部団体等から講演依頼を法人として受けた場合には、当該外部団体等から受け取る謝金の8割に加え業務を執行するために要した費用及び旅費の実費を、当法人から派遣した講演者に支給することができる。ただし、「講演謝金」の該当する条件の単価と比較し、いずれか低い方を適用するものとする。